

グループホーム

(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

重 要 事 項 説 明 書

《 令和 8年 8月 1日現在 》

『グループホーム きもりの家』の概要や提供されるサービスの内容・契約上注意していただきたいことについて次のとおり説明いたします。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	有限会社 ユーコ商事
代表者名	溝 口 郁 二
所在地 連絡先	住所：〒811-4313 福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1188番地 電話：093-293-7303 FAX：093-701-8190
事業内容	介護保険事業および卸売業

2. 事業所の概要

事業所名	ぐるーぷほーむ きもりの家
管理者	溝口 裕章
所在地 連絡先	住所：〒811-4312 福岡県遠賀郡遠賀町大字浅木575番地 電話：093-293-7303 FAX：093-701-8190
事業者番号	4075200222
開設年月	平成16年 5月 1日
入所定員	18名

3. 事業所の目的及び運営方針

〔1〕 目的

当事業所は、要支援2以上の利用契約者に対し、介護保険法の基本理念に基づいて心身機能の維持向上を図ると共に、安心できる介護を提供することを目的とします。

〔2〕 基本理念

私たち「きもりの家」職員一同は、地域との交流、医療との連携を密にし、本人様はもとよりご家族様にも「心身のやすらぎ」が提供できる家作りを目指します。

4. サービス計画

当事業所の介護計画作者が、ご利用者様の直面している課題等を検討し、ご利用者様の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、介護予防・認知症対応型共同生活介護計画を作成いたします。

☆計画作成担当者 2名（兼務）

5. 設備の概要

設 備	室 数	備 考
居 室	18	洋室・トイレ・洗面台・収納スペース・カーテン
リビング	2	食事や団欒スペース
浴 室	2	多機能浴室（リフト設置）・介護浴室
台 所	2	I H式コンロ使用
身障トイレ	2	人工肛門対応設備（1）
洗濯室	2	洗濯乾燥機設置
面談室	1	各種面談や個人相談室などに利用
来客トイレ	1	

★居室内の家具等について

ご入居に際しまして、ご利用者様が長年お使いになった愛着のある家具等をお持ち込み下さい。持ち込みに悩まれるような家具等につきましては、必ず管理者等にご相談下さい。

6. 職員の体制

[人員配置]

職種	人数	区分	資格	職務内容
管理者	1名	管理者兼務	介護支援専門員・介護福祉士	全体管理
計画作成担当者	2名	計画者兼務	介護支援専門員・介護福祉士	計画・介護
介護従事者	9名	専従常勤	介護福祉士・実務者研修 他	介護
〃	5名	専従非常勤	介護福祉士・ヘルパー2級他	介護
職員数：17名 常勤職員：12名 非常勤職員：5名（介護職常勤者率				％）

[資格状況]

資格種類	人数
看護師	1名
介護支援専門員	3名

介護福祉士	9名
実務者研修	1名
ヘルパー2級他	4名
資格なし	3名

〔勤務体制〕

早出	7：00～15：30
日勤	8：30～17：00
遅出	11：00～19：30
夜勤	16：30～9：30

7. サービスの内容と利用料金

当ホームには、大きくわけて2種類のサービス提供があります。

〔1〕 利用料金が、介護保険から利用者様の状況により給付されるサービス ≪サービス内容≫

食事・その他の家事・身体介護を、介護従事者がお手伝い致します。
 但し、食材料費は自己負担となります。

種類	内容
日常生活の援助	≪食事≫ 朝食：8：00、昼食：12：00、夕食：18：00 ≪入浴≫ 体調にあわせて入浴もしくは清拭を行います。 ≪排泄≫ 随時体調に合わせて対応いたします。
余暇活動など	ご利用者様の状態に合わせて計画・実施いたします。
相談及び援助	入居者とそのご家族からのご相談に応じます。
健康管理	バイタルチェック・定期検診等を行います。

＜ 料金表 ＞ ご本人様負担額（月は30日間での料金）

	1割負担		2割負担		3割負担	
要支援 2	749円/日	22,470円/月	1,498円/日	44,940円/月	2,247円/日	67,410円/月
要介護 1	753円/日	22,590円/月	1,506円/日	45,180円/月	2,259円/日	67,770円/月
要介護 2	788円/日	23,640円/月	1,576円/日	47,280円/月	2,364円/日	70,920円/月
要介護 3	812円/日	24,360円/月	1,624円/日	48,720円/月	2,436円/日	73,080円/月
要介護 4	828円/日	24,840円/月	1,656円/日	49,680円/月	2,484円/日	74,520円/月
要介護 5	845円/日	25,350円/月	1,690円/日	50,700円/月	2,535円/日	76,050円/月

※当事業所が必要要件を満たした場合に加算される内容（月30日で算出）

初期加算：自己負担額 1日につき 30円 / 1月当り900円

入居された当初は、ホームでの生活に慣れていただくまでに様々な支援を必要とすることから、介護保険法では初期加算として入居日から30日間に限り料金加算が認められております。（1ヶ月以上所入院した後、再入居の場合も同じです）

入院時費用：自己負担額 1月に6日を限度として1日につき246円 /1月当たり1,476円

入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の受け入れ態勢を整えている場合に一定単位の基本報酬の算定が認められています。

医療連携体制加算（Ⅰ）：自己負担額 1日につき 37円 / 1月当り1,110円

看護職員を配置し医療連携体制を確保する介護保険法での料金加算です。

但し、要支援2の方は該当致しませんので、ご負担は有りません。

＊健愛記念病院訪問看護ステーションより看護師が健康チェック・指導等を行っています。

認知症対応型夜間ケア加算：自己負担額 1日につき 25円 / 1月当り750円

夜間及び深夜の勤務を行う為に必要なスタッフを配置している場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：自己負担額 1日につき 6円 / 1月当り180円

介護職員の総数に対して、いずれかの要件を満たしていること。

①介護福祉士50%以上。 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：自己負担額 1月につき10円

若年性認知症利用者受入加算：自己負担額 1日につき120円 / 1月当り3,600円

若年性認知症（40歳以上65歳未満の認知症）の方が利用された場合に加算されます。

栄養管理体制加算：自己負担額

入所者の栄養状態を管理し、適切な栄養サポートを提供するための体制が整っている場合に加算が認められています。

1割負担：30円	2割負担：60円	3割負担：90円
----------	----------	----------

口腔・栄養スクリーニング加算：自己負担額

口腔や栄養状態のリスクを早期に発見し、適切なケアや栄養管理につなげるためのスクリーニングが行われた場合に加算が認められています。

1割負担：20円	2割負担：40円	3割負担：60円
----------	----------	----------

看取り介護加算：自己負担額

- ・死亡日以前31日以上45日以下 72円／日
- ・死亡日以前4日以上30日以下 144円／日
- ・死亡日以前2日又は3日 680円／日
- ・死亡日 1,280円／日

医師が回復の見込みが無いと診断された方が死亡した場合、死亡日以前30日前からの算定に加えて、それ以前の一定期間の対応評価区分が新設されました。

但し、退居した翌日より死亡日までの間は対象にはなりません。

退居時相談援助加算：自己負担額 1回につき 400円

入居期間が1ヶ月以上の方がホームを退居され在宅での生活をされる場合、その相談、援助を行った場合に1回を限度として加算されます。

介護職員等処遇改善加算：加算率 12.2～15.0%

介護職員処遇改善加算に追加されて加算されるもので、利用料にも加算されます。介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たしている為、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)が加算されます。

〔2〕利用料金を、全額自己負担していただく有料サービス（1ヶ月を30日とした場合）

①管理費 6000円 ※ 設備点検・交換等に補填

②食材料費 44,850円 （1日 1,495円）

※個々の嗜好品等については個人購入となります。

※ご利用者様の外泊・入院等によりその月に連続して不在の場合は、届出により日額計算でのご請求となります。

③家賃 33,000円 （1日 1,100円）

※1ヶ月に満たない利用に関しましては、日額計算でのご請求となります。

※入院等で退去された場合、解約されるまでの期間は日額計算でのご請求となります。

④水光熱費 18,000円 （1日 600円）

※1ヶ月に満たない利用に関しましては、日額計算でのご請求となります。

※入院等で退去された場合、解約されるまでの期間は日額計算でのご請求となります。

⑤余暇活動費

※余暇活動の内容によっては、一部実費が必要な場合があります。

※参加されるか否かは任意です。

⑥複写物の交付 1枚 10円

※本人様もしくはご家族様が要望された公的文書の複写代。

⑦日常生活上必要となる実費諸費用

オムツ代、寝具リース代、理美容代、医療費、
受診同行サービス（ホーム指定医以外の受診の場合）、趣味嗜好品ほか

⑧行政手続き代行料（交通費等実費相当額）

※ご家族様で行っていただく必要のある手続き等について、事業者が代行した場合、別途お支払いいただくことがあります。

⑨契約書第24条に定める特例料金：1日あたり 10,500円

原則として、ご利用者様が以下の事項に該当する場合、その日数に応じた居室利用料金をお支払い頂きます。

《居室明渡し日の遅延》

ご利用者様が、契約終了日後も居室を明渡さない場合等に、契約終了日から実際に居室が明渡された日までの期間に料金が発生いたします。

⑩ 退所時に原状修復作業が必要な場合の料金

利用者様が退所後、その居室を次の方が利用できる状態になった日を契約終了日とさせていただきますので、退所後に修復作業等が必要な場合はその費用とその日数分の居室利用料をご請求させていただきます。

8. 利用料金のお支払い方法

毎月、10日までに「7. サービスの内容と利用料金」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料を明細書により請求いたしますので、20日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。※入金確認後、領収書を発行いたします。

1. 施設玄関での現金払い

2. 口座振替

a. 口座振替の設定には1~2か月ほどお時間を要しますため、最初の2~3か月は現金、またはお振込みによるお支払いをお願いします。

3. 下記指定口座への振込み

西日本シティ銀行 宮田支店

普通預金 741385

（有）ユーコ商事 代表者 溝口 郁二

9. 協力医療機関等

医療機関	病院名	医療法人 健愛会 健愛記念病院
	所在地	〒811 - 4313 福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1191
	電話番号	093 - 293 - 7090

	診療科	循環器科・消化器科・外科・整形外科・呼吸器科・リハビリテーション科・肛門科
--	-----	---------------------------------------

歯科医	病院名	施設近隣の歯科医院
-----	-----	-----------

介護老人福祉施設	施設名	社会福祉法人 筑前会 遠賀園
	所在地	〒811 - 4312 福岡県遠賀郡遠賀町浅木2407-4
	電話番号	093 - 293 - 5522

＊入居者の急変に対しては健愛記念病院専用の電話により医師、看護師と24時間連絡が取れる連携体制で対応しております。

10. 身体拘束に関する指針

身体的拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じます。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。

11. 重度化（終末期）ケア対応指針

A. 目的

- グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても馴染みの関係で生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等で協力して対応していきます。

B. 重度化した状態・終末期の判断

- 主治医の判断が基本です。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他です。

C. 基本的な姿勢

- 病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛が無く本人・家族等が望むような人生の過ごし方が出来、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死を迎えられるように最大限の対応を致します。

D. 医療連携

- 主治医との連携
主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していきます。

- b. 訪問看護ステーションとの連携
主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者が苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていきます。
- c. 薬剤師等地域の多様なサービスとの連携
がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師等との連携など必要に応じて対応を致します。

E. 家族等の信頼／協力機関

- a. グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていく為には、家族等の信頼・協力機関は欠かせません。家族等と一緒に入居者本人が満足するような看取りの支援をしていきます。

F. 職員の教育／研修

- a. 医療連携専門職との連携で重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めます。また、家族等の意向を重視した密な連携を持つことが出来るように努力いたします。

12. 住居の利用にあたっての留意事項

当事業所のご利用にあたって、入居されている方々の快適性・安全性を確保するため、下記の事項を厳守いただきますようお願いいたします。

来訪・面会	面会時間の目安 9：00～17：00 ※ 来訪者は原則として、面会時間を守りその都度面会簿に記帳して下さい。 ※ 17:00以降に面会を希望される場合は、事前に連絡してその都度面会簿に記帳して下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず事務所で届出用紙に記入して下さい。 入居者様単独での外出・外泊は出来ませんので必ず同伴をお願い致します。
事業所設備の利用	※ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ※ これに反したご利用により破損等が生じた場合、自己負担にて原状修復していただきます。
迷惑行為	※ 心身上やむを得ない場合を除き、騒音等他の入居者の迷惑になる行為はお止め下さい。
宗教・政治 営利活動	※ 職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙	火災予防上、決められた場所以外での喫煙はできません。（施設内禁煙）
火気の使用	居室内では、火気の持ち込み及び使用はできません。

13. 非常災害時の対策

緊急連絡先	・シルバーケアきもり ・健愛記念病院
防災訓練	『防災計画書』に基づいた訓練を、入居の方にも参加していただき行います。
防災管理者	末廣 育子

14. 苦情の受付について

[1] 当ホームにおける苦情窓口

窓口担当者	溝口 裕章
受付期間	毎週月曜～土曜 10:00～16:00
ご利用方法	電話 : 093-293-7303 面談 : 当事業所の面談室 苦情箱: 玄関に設置

[2] 行政機関その他苦情受付機関

介護保険広域連合 遠賀支部 〒811-4303 遠賀郡遠賀町大字今古賀513遠賀町役場横車庫棟2階 TEL: 093-291-5266 FAX: 093-291-5281 福岡県国民健康保険団体連合会 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 TEL: 092-642-7800 FAX: 092-642-7852
--

遠賀町役場／福祉課／高齢者支援係 〒811-4392 遠賀郡遠賀町大字今古賀513 TEL: 093-293-1234 FAX: 093-293-0806 岡垣町役場／長寿あんしん課／長寿支援係 〒811-4233 遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1 TEL: 093-282-1211 FAX: 093-283-3027 水巻町役場／福祉課／高齢者福祉係 〒807-8501 遠賀郡水巻町頃末北1丁目1-1 TEL: 093-201-4321 FAX: 093-201-4423 芦屋町役場／福祉課／高齢者支援係

〒807 - 0198 遠賀郡芦屋町幸町2-20
TEL : 093-223 - 3536 F A X : 093-222 - 2010
鞍手町役場／福祉人権課／高齢者福祉係
〒807 - 1392 鞍手郡鞍手町大字中山3705
TEL : 0949 - 42 - 2111 F A X : 0949 - 42 - 5693

当事業者は、本書面に基づいて、介護予防・認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

事業所名 ぐるーぷほーむ きもりの家
住所 〒811-4312
福岡県遠賀郡遠賀町大字浅木575番地

代表者名 溝口 郁二

印

説明職員名

私は、本書面に基づいて事業者から介護予防・認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者
(利用者)

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印